

令和6年予備試験 憲法

問題文

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

山懷に抱かれたA集落（人口約170人、世帯数約50戸）は、B市の字（あざ）の一つであり、何百年にもわたって集落の氏神を祀（まつ）るC神社を中心に生活が営まれてきた。A町内会は、A集落の住民が自治的に組織した任意団体であり、地方自治法第260条の2の「認可地縁団体」（資料参照）であって、現在の加入率は100パーセントである。A町内会規約はその目的に「会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、地域的な共同生活に資すること」を掲げ、この目的を達成するための事業として、①清掃、美化等の環境整備に関すること、②防災、防火に関すること、③住民相互の連絡、広報に関すること、④集会所の管理運営に関すること、⑤その他A町内会の目的を達成するために必要なこと、を挙げている。

A集落では地域の共同事業を住民自ら担ってきた。A町内会として、例えば、生活道路・下水道の清掃、ごみ収集所の管理、B市の「市報」等の配布、C神社の祭事挙行への協力などを行っている。町内会費は1世帯当たり年額8000円であり、町内会費からは、街路灯費やごみ収集所管理費などに加え、C神社祭事挙行費を支出している。祭事挙行費は1世帯当たり年額約1000円である。

C神社は宗教法人ではなく、氏子名簿もない。かつて火事で鳥居を除いて神社建物が失われたため、同所にA町内会が、御神体を安置した集会所を建設した。集会所入り口には「A町内会集会所」「C神社」と並列して表示されている。集会所は大きな一部屋から成る建物であり、平素から人々の交流や憩いの場となっている。C神社には神職が常駐しておらず、日々のお祀（まつ）りは集会所の管理と併せて、A町内会の役員が持ち回りで行っている。年2回行われるC神社の祭事では、近隣から派遣された宮司が祝詞をあげるなど、神道方式により神事が行われるほか、集落に伝えられてきた文化である伝統舞踊が、神事の一環として披露される。祭事の準備・執行・後始末などを担当しているのは、A町内会の会員である住民である。住民の中にはC神社の氏子としての意識が強い者もいれば弱い者もいるが、住民のほとんどはC神社の祭事をA集落の重要な年中行事と認識している。

D教の熱心な信者であるXは、旅行中にA集落の風景が大変気に入り、A集落内に定住することとした。Xは、生活道路・下水道の清掃、ごみ収集所の管理、B市の「市報」等の配布については、日常生活に不可欠であり、A集落に住む以上はA町内会に加入せざるを得ないと思っている。しかしC神社の祭事挙行のために町内会費が使われることは、金額の多寡にかかわらず、D教徒であるXとしては、到底認められない。そこで、町内会に加入するに当たり「(1)祭事挙行費を町内会の予算から支出する慣行をなくしてほしい、(2)もしそれが無理なら、祭事挙行費1世帯割合相当の1000円を差し引いた年額7000円のみを会費として納めたい。」とA町内会会長に相談を持ち掛けた。

A町内会総会ではXの提案に対する否定的意見が多く示された。会員Eは「A町内会は任意の私的団体なのだから、私たちが決めたやり方でいいはずだ。」と言い、会員Fは「祭事はA集落の重要な年中行事だ。集落を支えている町内会の会費から支出しなければ、集落に伝えられてきた伝統舞踊も続けられなくなる。」と発言した。また、氏子意識の強い会員Gは「私のような氏子にとって、祭事は信仰に基づく大切な宗教的活動だ。祭事ができなくなると私の信教の自由はどうなるのか。」と述べた。さらに会員Hは「一括して一律に徴収するのが楽である。一人一人が都合を言い始めたら話が収まらない。」と意見を言うなど、種々様々であった。そこでA町内会会長は、知り合いの法律家に、憲法上の問題について意見を求めることにした。

〔設問〕

あなたが意見を求められた法律家であるとして、以下の(1)及び(2)について、必要に応じて判例に触れつつ、あなた自身の見解を述べなさい。

- (1) 祭事挙行費を町内会の予算から支出することの可否
- (2) 祭事挙行費を予算から支出し得るとして、町内会費8000円を一律に徴収することの可否

【資料】地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄録）

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

②③④⑤ （略）

- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
（以下略）

解説

第1 出題形式について

- 1 令和6年予備試験憲法の出題形式については、いわゆる「三者間形式」ではなく、「法律家としての見解」を求めるものになっている。法律家としての見解という予備試験憲法の中では真新しい問われ方ではあるが、やるべきことは、「憲法上の問題点についての私見を述べる」ことである。すなわち、各設問について、オーソドックスな構成をしていけば足りるであろう。
- 2 次に、「必要に応じて判例に触れつつ」の部分であるが、「〇〇事件の判例は、その判断枠組みについて……と述べている。その理由は……である。本件も、〇〇事件の判例と事案が似ているため、判例の示した理由が当てはまり、判例の判断枠組みを採用することができる」などという論述を書けなければ合格点にならないということはない。主たる問いは、あなたの見解を述べるという点にあるのであるから、まずもって大事なことは、憲法の三段論法を完成させながら、問いに答えることである。その中で、いわゆる「論証」が必要な場合、多くの受験生は、「判例を踏まえた論証」を用意していると思われる。したがって、いつも通りの論述を意識すれば、それがそのまま、「判例に触れた」ことになるのだというくらいの意識をもって臨んでいただきたい。

憲法においては、判例学習が極めて大事であることは言うまでもない。ただし、判例や、反論を踏まえつつという設問の問いに過剰に時間をかけすぎてしまい、結果として途中答案となっている受験生を、毎年必ず、かつ、非常に多く見かけることもまた事実である。そのため、上記のような意識を強く持つことが、憲法、ひいては、行政法を交えた公法系140分の攻略のキーポイントの1つとなる。

- 3 ここで、各設問を見ると、設問(1)では「祭事挙行費を町内会の予算から支出することの可否」が問われているところ、設問(2)では「祭事挙行費を予算から支出得るとして」という仮定が加わった上での「町内会費8000円を一律に徴収することの可否」が問われている。そして、上記設問(2)の仮定部分は、設問(1)の問いを前提としていることは明らかであろう。ここから（事実を読まずとも）わかることは、設問(1)(2)は、同じ条文の要件該当性が問題となり、同じような答案の構造になるだろうということ、及び、(2)の部分において、新たな法律論を付加したり、設問(1)との事実の差異を指摘したりして、設問(1)の結論と比較させることが出題意図になりうるということである。実際には事案を読んで確定をすることになるが、あらかじめこのような準備をして問題文を読む場合とそうでない場合とでは、問題文分析の正確さ及びスピードが明らかに異なってくるのである。

第2 設問(1)について

- 1 上記のように、設問(1)では、C神社に対する「祭事挙行費」をA「町内会」の「予算」から「支出」することの可否が問われている。問題文には、A町内会の性質や、C神社の宗教性の程度を窺わせる事実が記載されており、一見すると、いわゆる「政教分離原則」（20条1項後段、20条3項、89条前段）違反を問うているように見える。そうすると、津地鎮祭事件（最大判昭52.7.13【百選I40】）が示した目的効果基準や、空知太神社事件（最大判平22.1.20【百選I44】）が示した総合的判断基準等を用いて事案を解決するという答案の大枠になりそうである。しか

模範答案

1 第1 (1)について

- 1 まず、A町内会が祭事挙行費を支出しようとしているのは、C神社であるところ、C神社は氏神を祀る神社であり、年2回行われるC神社の祭事では、近隣から派遣された宮司が祝詞をあげるなど、神道方式により神事が行われるほか、集落に伝えられてきた文化である伝統舞踊が神事の一環として披露されるため、その宗教性は否定しえない。そのため、A町内会の上記支出は、「宗教団体」に対する「特権」の付与（憲法20条1項）ないし、「宗教上の組織」に対する「公金」の「支出」（憲法89条前段）に当たり、政教分離原則違反とならないかが問題となりうる。もっとも、A町内会は、A集落の住民が自治的に組織した任意団体であり、地方自治法260条の2の「認可」を受けた「地縁による団体」に該当し、これを公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない（地方自治法260条の2第6項）。そうだとすれば、「国家」と宗教の分離を目的とする政教分離原則は、A町内会の上記支出には直接は関係しない。
- 2 本問は、私人たる団体と私人間の問題であることを踏まえた憲法上の問題を検討すべきことになる。この問題について、三菱樹脂事件判決は、私的支配関係において、個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害の態様・程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは、私的自治に対する一般的制限規定等の適切な運用によって、一面で私的自治の原則を尊重しながら、他面で社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護しその間の適切な調整を図る方法がある

- 2 としている。憲法が私人相互の関係を直接規律することを予定するものではないものの、私人間の関係においても相互の社会的力関係の相違から、劣位者の自由や平等を著しく侵害することがありうるため、その救済を図る必要性があることなどからすれば、上記判例は妥当であると考えられる。そして、上記判例を踏まえるのであれば、本件においては、A町内会による支出が、地方自治法260条の2における「目的の範囲内」のものといえるかの検討において、A町内会やA町内会とほぼ同一の集団としての氏子集団の活動と、構成員である会員（会員となる者も含む。）の信教の自由（憲法20条）との問題を調整することとなる。
- 3 さらに、南九州税理士会事件判決は、団体の活動と構成員の権利が問題となった事案において、税理士会の目的が税理士法により定められていること、設立後も所管大臣の監督に服していること、税理士には税理士会への入会が強制されていることなどから、会社における「目的の範囲」（民法34条）に比して、その範囲を狭く解釈する余地があるとし、会員の思想信条の自由との関係で諸々の考慮が必要であるとしている。A町内会の目的が地方自治法に法定されているわけではなく、設立後に所管大臣の監督に服するわけでもないが、A町内会は生活道路・下水道の清掃、ごみ収集所の管理、B市の「市報」等の配布、C神社の祭事挙行への協力などの実質的に公共的な事務を担っていること、A町内会の現在の加入率は100パーセントであり、事実上の強制加入団体といえることなどからすれば、上記判例を踏まえるべきである。
- 4 これを本件についてみると、A町内会規約はその目的に「会員相互の